

## 令和7年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年3月13日（木）
  2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
  3. 開 会 令和7年3月13日 午前11時15分 委員長宣告
  4. 協議事項
    - 1 付託案件
      - 議案第25号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
      - 議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
      - 議案第27号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
    - 2 陳情
      - 陳情第2号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情
      - 陳情第3号 人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情
    - 3 委員会質疑
      - (1) 本市小・中学校における授業時間（こま数）は適切か
      - (2) キッズクラブの受入に関して
    - 4 報告事項
      - (1) 可児市国民健康保険税条例の一部改正について
      - (2) パブリックコメントの結果公表について
        - ・第3期可児市子ども・子育て支援事業計画の策定について
        - ・可児市健康づくり計画（第4次健康増進計画・第4次食育推進計画）
      - (3) キッズクラブ保育料の減免対象の拡充について
      - (4) 認定こども園への移行について
    - 5 協議事項
      - (1) 行政視察について
    - 6 その他
5. 出席委員 （7名）
- 委員長 川合敏己                      副委員長 渡辺仁美

委員 林 則 夫  
委員 野 呂 和 久  
委員 酒 向 さやか

委員 富 田 牧 子  
委員 田 口 豊 和

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

教育委員会事務局長 飯 田 晋 司  
福 祉 部 長 河 地 直 樹  
国保年金課長 後 藤 文 岳  
介護保険課長 井 藤 好 規  
保 育 課 長 可 児 浩 之

こども健康部長 大 杉 美 穂  
学校教育課長 木 村 正 男  
高齢福祉課長 宮 原 伴 典  
子育て支援課長 野 尻 康 宏

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴 木 賢 司  
議会事務局書記 中 島 めぐみ

議会総務課長 佐 藤 一 洋  
議会事務局書記 今 枝 明日香

○委員長（川合敏己君） 皆さんおそろいのございますので、20分からということでしたけれども始めたいと思います。

それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。またマイクのスイッチを入れてからお話してください。

初めに1. 付託案件、議案第25号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） よろしく申し上げます。

議案第25号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号8、提出議案説明書の5ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、栄養士法が改正され、これまでは管理栄養士の受験資格として栄養士免許が必要でしたが、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許が不要となることを受け、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の関係規定が改正されることに伴い改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、資料番号1、議案書に基づき説明させていただきます。議案書の105ページをお願いいたします。

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条では、利用児童に食事を提供するときは、原則、家庭的保育事業所内で調理することとしておりますが、食事の提供の特例として、第16条第1項において、一定要件を満たす場合は、家庭的保育事業所外の連携施設や委託業者で調理し、搬入することを認める規定をしております。この要件の一つとして、第2号に献立等について栄養士による栄養指導が受けられる体制や必要な配慮がされていることを規定しております。

これまでは、栄養士免許を取得した者しか管理栄養士資格を取得できなかったため、管理栄養士は全員栄養士免許を取得していましたが、今回の栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士となることが可能になったことに伴いまして、今後は栄養士免許を持たない管理栄養士が現れることとなります。このため、第16条第1項第2号の栄養士の規定につきまして、「栄養士」の表記を「栄養士又は管理栄養士」に改めるものでございます。

次に、106ページの附則をお願いいたします。

本条例の施行日は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に合わせまして、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） それでは、これより議案第25号に対する質疑を行います。

質疑のある方お願いします。

○委員（富田牧子君） 可児市内において、施設じゃなくて外部で調理して、それを給食として届けているという方法を取っているところはどれぐらいありますか。

○保育課長（可児浩之君） すみません、現状でいわゆる家庭的保育事業はもう小規模保育施設になるわけですけれども、一応6施設ございますけれども、委託で搬入しているところが幾つあるかというのは、すみません、現時点では把握しておりませんのでまた後ほど御報告させていただきますと思います。

○委員（富田牧子君） お願いします。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより、議案第25号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第25号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（井藤好規君） 議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

資料番号1、議案書の107ページ、資料番号8、提出議案説明書の6ページを御覧ください。

長い名称となっておりますが、地域包括支援センターなどが行う要支援認定を受けた方へのケアマネジメント事業に係る基準を定めている条例の一部改正となります。この条例の改正は、介護保険法施行規則の改正に伴い改正するものです。

改正の内容は、第15条第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会について、介護

保険法施行規則の引用条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改めるものです。

施行日は公布の日です。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないですね。

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございますので、討論を終了いたします。

これより、議案第26号 可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第26号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） それでは、協議題資料の3ページを御覧ください。

今回の条例改正ですけれども、介護保険法施行規則等の改正に伴う条例改正となっております。

今回、1の(1)にあります、今回改正省令が施行された経緯としましては、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置するなど、柔軟な職員配置を進めることが適当であるとの介護保険制度の見直しに関する意見書が出されて省令等が改正されたものになっております。

具体的な内容としましては(2)に改正省令の概要と上げさせていただいておりますが、まず①高齢者の人口に応じて、または地域包括支援センターの運営状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は常勤換算方法により職員配置を可能とすると。

なお、地域包括支援センター運営協議会は、可児市においては高齢者施策と運営協議会がその役割を兼ねておりまして、昨年10月2日にその協議会において、この条例改正の案件については必要だという審議結果となっております。

②改正の内容ですけれども、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると協議会が認める場合には、複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば、当該圏域の各地域包括支援センターにおける配置基準を満たすものとするということでもあります。

その部分を分かりやすく説明しておりますが、まず6ページを見ていただきたいと思えます。

6ページのほうに2で上げてありますが、常勤換算方法についてということで、常勤換算方法とはどういうものかといいますと、上に例として挙げてありますけど、原則3職種が1人以上いるということが必要となってくるわけなんですけれども、ここで例に挙げているのは保健師、主任介護支援専門員等は配置できているものの、社会福祉士が欠員という状況になっております。週5日勤務できる者が欠員なんですけれども、常勤換算方法による欠員状態の解消を行いますと、保健師、主任介護支援専門員はいるのでいいんですけれども、週5日勤務の者がいないんですけれども、社会福祉士の部分が週2日の者と週3日の者、この2人を合わせると週5日勤務が達成ということですので、これで常勤換算上3人の3職種が1人ずつ常にいるという状態ができるということになっておりまして、こちらで運営ができるというものになっております。

続いて7ページを見ていただきたいと思っております。

こちらは、複数圏域の高齢者人口に応じた3職種の配置について書かせてもらっております。

例としまして、A包括と挙げている部分においては、保健師と社会福祉士はいますが主任介護支援専門員が欠員状態、B包括におきましては保健師が欠員で、主任介護支援専門員と社会福祉士がいるということで、それぞれ3職種しなくちゃいけないところが1職種ずつ欠員状態である包括において、今までですとなかなか難しい状態だったんですが、この条例改正により、この2つの包括を合わせると保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士というところがそれぞれ1人以上確保できているということになりますので、原理原則でいく1職種が1人以上というものが満たされるということで、この2つを統括して見ていくと運営に支障がないと。ただし、欠員の状況にあるところには速やかに配置に努めるというような改正、こちらの形でやっていくというのが今回の条例改正の主な内容になっております。

この次の8ページにあるのは、参考までに現状の地域包括支援センターの職員配置基準について書かせてもらっております。

その中で(3)、一番下にありますが、センターの職員数です。

これは令和6年度の4月1日時点ですけれども、大規模と小規模と分けてありますけれども、大規模というのは第1号被保険者数が3,000人以上いる区域を大規模、それ以下のところを小規模と分けております。

大規模としましては、市の直営の包括と東部、北部、帷子がありまして、それぞれ市におきましては7人の職員が配置されておりまして、東部6人、北部7人、帷子8人という体制でありました。小規模が南部と土田になるんですけど、ともに3人が配置されていたという

ことになります。

それは年度始まってそれぞれ離職等もありまして、職員の入れ替わり等がありましたけれども、現状においては充足している状態ですけれども、今後において、やはり介護職員というのは確保に非常に難しい状態となってきておりますので、今後の運営体制に支障がないように、こういった省令、介護保険法の規則改正に合わせて条例を改正するというものになっております。

施行の日は公布の日という形でございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第27号に対する質疑を行いたいと思います。

○委員（富田牧子君） いろんな質疑の中でいかにやっぱり地域包括支援センターが大事かという話は、重層的支援をしる、何とかをしるあれをしるという中で結局要になるのは地域包括支援センターだと思うんですね。

だから、こんなふうにレベルを下げるということに私は反対です。結局、今までいろんなところでレベルを下げた結果どうなったかということを考えてみてほしいと思います。国からそう来たからということもあるでしょうけど、もっともっと介護職員を増やしていくとかそういう努力はしないんですか。これだけ足りないからもうこういうふうと一緒に、今はならないとおっしゃるけど、こういうふうに兼務でもらってもいいですよみたいな話にしては絶対いけないと思うんですけど、どうですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） まさに富田委員の御指摘のとおり、原則として当然質の低下というのはあってはいけませんので、職員数の充足に努めていくことが絶対必要だとは思っておりますが、現状においてはいいんですけれども、やはり今後において全国的に見ると職員数が不足しているという状況と、実は、市の直営の地域包括支援センターにおきましても主任ケアマネジャーは市の職員としてはいないものですから可児市社会福祉協議会から派遣していただいているという事情もあります。

そういったことを鑑みて万が一のときのために、こういった体制においても運営はできるけれども、速やかに職員の補充に努めるというのが趣旨でありますので、この体制でいつまでも行っていいよというものではないです。原則としては職員の補充は常にやっていくということで考えておりますし、今委託先の地域包括支援センターにおいても同じ考えでおりますので、質の低下がないようにというのは市のほうが、高齢福祉課としても責任を持って指導していきたいと思っております。

○委員（富田牧子君） 人を確保するためにも、もっともっと介護に関する職員の給料を、とにかくそういう人の給料を上げないと、いろんな施設でももう本当に介護の人が来ないというのはよく分かりますけど、そこも併せてそういうこともやりますよというところが分かればいいんですけど、国のほうって結局、訪問介護のほうもそうですけど、報酬を下げたままで全く立ち行かないように今現状なっているのに、こんなことばかりで、足りなかったら一緒にやったらいいですよみたいな話ではとても納得できるような、というか今後介護保険

って本当にどうなるんだろうというか、そういう心配のほうがよっぽど大きいんですよ。

市のほうでも外国人の介護の人に来てもらうとかいろいろやったりというか、そういう方法も考えたりはしているけど、一向に現実にはそれは実現しないということで、そこら辺についてはどうお考えですかね。

**○高齢福祉課長（宮原伴典君）** こちらでお答えできるのは地域包括支援センターの職員の部分について、まずお答えさせていただきますけれども、ほかの、居宅介護事業所のほうの所管につきましては介護保険課の所管になりますのでちょっと私のほうからはコメントできませんが、地域包括支援センターの部分につきましては、昨年も今年も当初予算のほうにおいて人件費、最低賃金が上昇しておりますので、それに合わせて委託料というのを増額させてもらって、今年の当初予算も予算を上げさせていただいておりますので、そういった部分において人件費は上げておりますが、ただ委託先のほうから話で、よく聞きますと給与の部分も大事だけど、給料だけで人は来ないという話はよく聞きます。やはり仕事内容とかほかのバランスですね、それ以上に働きやすい職場というところがあって、そういった総合的なことがミックスして職員がなかなか思ったように採れていないと。

市においても、正職員、会計年度任用職員両方で主任ケアマネジャーとケアマネジャー等を募集しておりますが、残念ながら、主任ケアマネジャーもケアマネジャーも令和6年度の実績では応募者がゼロでした。

令和7年度も引き続き、正職員においても会計年度任用職員においても募集はかけていく予定ですが、なかなか市においてもそういった状況があるということは委託先の法人においても非常に厳しいんだろうなということでもありますので、委託先のことだから市は関係ないというつもりはありませんので、一緒になって考えていきたいと思っております。以上です。

**○委員長（川合敏己君）** 他に質疑はございますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

**○委員（富田牧子君）** 私は反対をします。

いろいろ分かることは分かるんですけど、こんなふうに基準を下げていくとそのうち本当にどうしようもないことになってくるんじゃないかとすごく介護保険の行く末を心配しております。こんなふうに人数の水準を引き下げるべきではないというその立場から反対です。

**○委員長（川合敏己君）** ほかに発言はございますか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより、議案第27号 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第27号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任をいただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

次に協議題2. 陳情です。

今回、教育福祉委員会所管の陳情が2件出ております。

まず、9ページを御覧ください。

陳情第2号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情を議題といたします。

それでは、委員の皆さんにこの陳情の取扱いについて御意見お願いいたします。

○委員（酒向さやか君） すみません。

いじめの認知件数や自殺者数、虐待相談件数など、どれも社会問題となっており、無視はできない事態であるということには共感できます。本市においてどのような状況になっているか、市民の皆さんと共有し、意識の変革を図っていくことも非常に重要であると感じますが、本市においてはこれらのことについては様々な施策も講じられており、市のホームページでも案内、相談窓口など周知を図っていることから、今後も事態に注視をしつつ、今回の陳情については聞きおきでよろしいかと思います。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、今の酒向委員からは、陳情に関しては聞きおきという御意見が出ました。

陳情第2号については聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続いて、21ページを御覧ください。

陳情第3号 人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置

の意見書提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取扱いについて、委員の皆さんに御意見をお願いいたします。

御意見ある方、お願いします。

○副委員長（渡辺仁美君） すみません。

働き続けられる福祉職場は本当に重い課題でありますし、私たち委員も常に問題意識を持っている点であります。ただ、今回につきましては、聞きおくという措置でよろしいのではないかと思います。引き続き私たちの心にとどめて、この可児市議会としてもどう解決していけるのかを探ってまいり、そのことは必要かと思いますが。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に御意見はございますか。

〔挙手する者なし〕

現在、渡辺副委員長からは聞きおきという御意見をいただきました。

それでは、陳情第3号について、聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時44分

---

再開 午前11時51分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後0時57分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

冒頭ではありますけれども、保育課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○保育課長（可児浩之君） 議案第25号、可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、午前中に富田委員のほうから御質問いただいた件につきまして、ここで御報告させていただきます。

御質問の内容としては、いわゆる小規模保育施設が市内に6施設ありますが、その中でいわゆる自園調理をしていなくて委託等でやっている事業者がどれだけあるかという御質問でしたけれども、6園とも原則どおり自園調理ということで、委託等外部から搬入している施設はございませんでしたので報告させていただきます。

○委員長（川合敏己君） 富田委員、よろしいですか。

○委員（富田牧子君） はい。

○委員長（川合敏己君） それでは次に、3. 委員会質疑に移ります。

まず、23ページを御覧ください。

(1)本市小・中学校における授業時間（こま数）は適切かを議題とします。

質問者の酒向さやか委員、質問事項の説明をお願いします。

○委員（酒向さやか君） お願いします。

つい先日、新聞記事などにも上がっていましたが、2024年度に全国の公立小・中学校が立てた年間授業計画で、標準時間数の1,015こまを大きく上回る1,086こま以上の学校が、小学5年生で17.7%、中学2年生で15.2%に上ることが文部科学省の調査で判明しました。教員の負担につながるとして、本当に必要な時間数か精査が必要としています。本市の小・中学校ではどのような現状となっていますか。お願いします。

○委員長（川合敏己君） 執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） お答えをします。

令和6年度の年間授業時数、まだ見込みの部分ではありますが、本市の全小・中学校全学年について聞き取りを行いました。その中で、標準時間数1,015時間に対し、小学校5年生の平均実施予定時数は1,034時間、中学校2年生では1,073時間でした。文部科学省が令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査で、標準時数を大きく上回るとする1,086時間以上を実施した学校はほぼありませんでした。

令和5年度に実施した授業時間数と比較しながら、小・中学校ともに各学年の年間授業時数を見直し、標準時間数に沿った時数になるように調整を進めています。各教科の教育課程で定められた授業時数について、余分になる授業時数がないかを見直し、週の時間割を設定し直しております。このことにより、教員が授業準備や研修に充てる時間が確保され、学習内容のさらなる充実とともに、教職員や児童・生徒の負担の軽減につながっております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

○委員（酒向さやか君） ありがとうございます。

ちょっと関連で、午前中の予算決算委員会の際に水泳授業の外部委託で質問させていただいたんですけど、1回につき2こま授業を充てるということで、プールの授業自体は、水泳の技術指導というのは、その委託先のコーチがやられるのか、それとも先生が指導に入られるのかということも教えていただけますか。

○学校教育課長（木村正男君） まだこれからはっきり描く部分があるとは思いますが、既にやってきた経緯などを鑑みますと、教員も入ってサポートはしますが、その前で先陣を切って委託先の者が指導していただくという形になると思います。以上です。

○委員（酒向さやか君） 先生方の休憩時間というのは移動時間を休憩に充てていただくという答弁だったかと思うんですけども、そうすると次の授業の準備ですとかという時間の配分、先生方にとって負担にはならないんですか。その授業の時間内のうちに移動も含めて全て終わらせて、休憩は休憩でしっかり取ったほうがいいんじゃないかなとは思ったんですけど

れども。

○学校教育課長（木村正男君） 実質は休憩時間に充てるという言い方をしておりましたが、その時間を授業に充てますので、ほかのところで休憩時間が取れるように学校の中で配慮しながら動くと思っております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、24ページを御覧ください。

(2)キッズクラブの受入れに関してを議題とします。

質問者の田口豊和委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（田口豊和君） ありがとうございます。

キッズクラブは子供の居場所の一つだと思うが、身体や発達に困り感がある児童は受け入れられるのか。受入れ状況や受入れのための工夫をされているか、よろしく願いいたします。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

キッズクラブでは、身体や発達に困り感がある児童についても受入れをしております。

まず、受入れのための工夫でございますけれども、入室申請書の様式の中に健康状態を申請いただく欄を設けております。ここに医療機関であるとか専門機関への通院、通所の有無であったり、食物アレルギーの有無等について申請をしていただくことにしております。その後、その記入状況を見た上で、入室面談を保護者の方と行いまして、実際の症状や薬の所持、受入れ後の対応で配慮してほしいことなどを保護者と確認をさせていただいておるということでございます。

なお、受入れ状況でございますけれども、令和7年3月1日時点の入室児童数は、全体で通年913人、長期が253人おりまして、合計1,166人おりますが、そのうちで先ほど申し上げたいいわゆる医療機関等の申請をしていただいた方につきましては、66件が医療機関に関する申請を受けております。さらに、発達に関する申請があった児童については56件、合計122件がそういった申請を受け付けているということでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時06分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開します。

次に、報告事項 1. 可児市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（後藤文岳君） 報告事項 1. 可児市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

委員会資料25ページを御覧ください。

改正の趣旨ですが、令和7年度税制改正大綱に基づく地方税法施行令の改正に伴い改正するものです。

内容は、国民健康保険税の賦課限度額と軽減判定所得の基準の2点について、令和7年3月末に地方税法施行令が改正され、令和7年4月1日施行予定となっています。

まず、1の国民健康保険税の賦課限度額の変更についてです。

(1)の改正内容は、基礎課税額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額を現行の24万円から26万円に引き上げます。介護納付金課税額の変更はありません。これにより、賦課限度額の合計は現行の106万円から109万円になります。

(2)の影響額ですが、課税額は約327万円の増収が見込まれます。

(3)の影響世帯ですが、限度額超過世帯数は基礎課税額が133世帯から135世帯、26ページに移っていただいて、後期高齢者支援金等課税額が38世帯から110世帯になると見込まれます。通常、限度額を引き上げるにより限度額超過世帯数は減少しますが、令和7年度からの税率を見直したことにより、令和6年度の限度額超過世帯と比較すると増加することになります。

(4)の施行日は、令和7年4月1日です。

続きまして、2. 国民健康保険税の軽減判定所得の基準の変更についてです。

(1)の改正内容は、減額の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を、2割軽減の対象となる世帯にあっては現行の54万5,000円から56万円に、5割軽減の対象となる世帯にあっては現行の29万5,000円から30万5,000円にそれぞれ引き上げます。

(2)の影響額ですが、軽減判定所得の引上げに伴う軽減額は約395万円になると見込まれます。

(3)の影響世帯ですが、2割軽減の対象となる世帯は13世帯の増加、5割軽減の対象となる世帯は76世帯の増加が見込まれます。

(4)の施行日は、令和7年4月1日です。

以上の内容の根拠法令である地方税法施行令が年度内に改正される予定ですので、地方税法施行令の改正後、速やかに可児市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分させていただき、令和7年度の保険税から適用してまいります。

報告事項 1. 可児市国民健康保険税条例の一部改正についての説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項2. パブリックコメントの結果公表についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 私からは、こども健康部所管の分野別計画に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

初めに、資料の27ページをお願いいたします。

昨年12月の教育福祉委員会でも御説明いたしましたとおり、現在令和7年度からスタートします第3期の可児市子ども・子育て支援事業計画並びに第4次となります可児市健康づくり計画の策定を進めており、両計画の案について、1月にパブリックコメントを実施いたしました。その結果といたしまして、可児市子ども・子育て支援事業計画につきましては、3件の御意見がありました。また、可児市健康づくり計画につきましては、意見の提出はございませんでした。

次に、資料の28ページをお願いいたします。

こちらの資料では、可児市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント結果についてまとめております。

お寄せいただいた意見につきましては、お二方から計3件となっております。御意見の取扱いとしましては、3件ともその他の御意見としてお伺いし、計画案の修正に関わるものはございませんでした。

お寄せいただいた御意見とそれに対する市の考え方の概要でございますけれども、1件目の御意見につきましては、ゼロ歳から2歳児の保育事業について、過年度の実績と今後の量の見込みに乖離があること理由や、今後見込量が予想以上に増加した場合にどのような提供体制を取るのかということについて確認を求める内容でございました。

これに対する市の考え方としましては、ゼロ歳から2歳児については、育児休業復帰のタイミングなど年度途中で就園申込みが多いため、4月1日現在の就園児童数、実績値は少ない傾向となる一方で、量の見込みについては年度途中の申込みを含めた量を見込んでおりますことから、実績と量の見込みの数字に乖離が生じる形になっております。

また、予想以上に見込量が増加した場合の提供体制としましては、現時点では定員増または新規開園のどちらの可能性もあると考えております。

次に、2件目の御意見でございますが、可児UNICスポーツクラブが子供の居場所になるような事業を実施するのかという御質問でございます。

これについては、可児UNICスポーツクラブは子供から高齢者まで参加することができますので当然子供の居場所にもなり得ますが、クラブの主たる目的はスポーツを通じた子供の健全育成や地域住民の交流でありますので、地域全体で子育て家庭を支える取組の一つとして、計画の体系における地域で支える体制・環境づくりの中に位置づけをしております。

続いて、資料の29ページをお願いいたします。

最後に、3件目の御意見は、学校に行きたくても生きづらさを抱える子供のために、学校内に居場所を整備してほしいというものでございます。

これにつきましては、市教育委員会でも課題であると認識しておりまして、今後学校の実情に応じて校内教育支援センターを拡充していくということで予定をさせていただいております。

以上のパブリックコメントの実施結果につきましては、これと同じ資料を令和7年2月下旬から可児市のホームページで公表をしております。

なお、可児市子ども・子育て支援事業計画及び可児市健康づくり計画とともに、今後内容を確定した上で、3月中に公表したいと考えております。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

○委員（富田牧子君） 3番目の方の御意見の中で、誰もいないところがあるというふうなことを言われておりますけれど、誰でもいいというわけではないわけですよ、そこにいる人は。本当にやっぱり子供のことが分かって、そういう児童心理もちゃんと分かっていて対応してもらえる人じゃないと。いればいいというものじゃないので、私はそこら辺のことを、何ていうかもうちょっと皆さんに分かっていただきたいなというふうに思うんですね。

この問題はすごく難しいので、もちろんいろんな居場所があればいいし、そのために教育委員会のほうでもいろいろやっているし、それから子育て支援課のほうでも相談室をやったりいろいろしているんですけど、何かこういう意見が来ると、私はちょっとがっかりしちゃうというか、事の本質が分かっていただけないなというふうに。可児市としても一生懸命やっているとところをもうちょっと分かっていただけるといいかなと思いました。

○委員長（川合敏己君） 御意見ですね。

○委員（富田牧子君） はい、そうです。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 御意見ありがとうございます。

当課のほうで相談受付をしております不登校支援室のほうでも、今年度も今のところで17件の御相談をいただいております、やっぱりお子さんによって本当に特性と申しますか状況もまちまちで、授業は出られないんだけど部活だけは出られるとかそういったお子さんも見えて、親御さんの御心配というのも本当に様々あるなあということを感じております。

また、相談対応の中でも当然教育委員会とも連携をしていかなければならないと思っておりますし、対応の中で可児市の取組についても丁寧に御案内をしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項3. キッズクラブ保育料の減免対象の拡充についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） 委員会資料30ページをお願いいたします。

子育て世帯の経済的負担軽減に向けた取組としまして、キッズクラブ保育料の減免対象世帯の見直しを行いますので報告いたします。

これまで減免対象世帯は生活保護世帯のみでございましたけれども、新たに住民税非課税世帯を減免対象に加えまして、保育料の半額を減免いたします。住民税の課税状況が確定する6月から減免申請を受け付け、減免期間としては減免申請の翌月から3月31日までとしております。

なお、資料中段にあります表のとおり、キッズクラブの現行の保育料と減免後の保育料は表に記載のとおりとなりますので、御覧いただければと思います。

今後のスケジュールにつきましては、まず3月下旬でございますけれども、すぐ一によりましてキッズクラブの保育料の減免対象の拡充を周知させていただくということと、5月中旬、いわゆる住民税の課税状況が固まる直前でございますけれども、再度住民税非課税世帯の減免申請受付を6月から開始するというのをすぐ一で周知させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

では、質疑はございますか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項4. 認定こども園への移行についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） 資料31ページをお願いいたします。

令和7年4月1日より、市内のかわい幼稚園と可児さくら保育園の2園が新たに認定こども園に移行いたしますので報告をするものでございます。

認定こども園移行後の名称につきましては、資料記載のとおりでございます。かわい幼稚園につきましては幼稚園型、可児さくら保育園については保育所型、いわゆる幼稚園から保育枠を新たにつくるものと、保育所から新たに教育幼稚園枠をつくるものという形の認定こども園となります。

次に、2園の認定こども園移行による影響でございますけれども、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設がこの認定こども園ということになりますので、保護者が離職した場合でも継続利用できるという点や園選択の幅が広がるという点で、利用者にとってメリットがあるということでございます。

各こども園の利用定員の変更につきましては、資料記載のとおりでございますが、2園合わせまして、保育枠としましては50人増加をいたしまして、幼稚園枠としては175人減少するというところでございます。

なお、認定こども園の移行に当たりましては、可児市子ども・子育て会議のほうの意見を聴取するということが必要になってまいります。こちらにつきましては、令和6年9月24日に意見をいただきまして、特段意見はないということでした。正式には、県のほうに認可申請を行いまして、3月11日付で正式に県のほうから認定こども園への移行の認可が出たところでございますので報告させていただきます。

説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時22分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

次に、5. 協議事項になります。

行政視察についてを議題とします。

私のほうからちょっと御説明させていただきます。

行政視察として計画の中にも入れておりました飛騨市の学校作業療法室、こちらのほうに委員会として視察の申入れをしましたところ、現在全国から視察依頼が殺到しておいて、もうとてもじゃないけれどもちょっと対応が難しいということで受け入れていただけませんでした。それで、できれば春以降もということなのですが、その先も受入れができるか分からないという状況です。

それで、視察に伺うことはちょっと今回やめまして、その代わりなんですけれども、お手元にちょっと資料をお配りしました、2枚ほど、この学校作業療法室という。これは富田委員からちょっと御紹介いただいて、これは既に発刊されております本ですので、これは各自でちょっと取り扱っていただければいいかなと思うんですが、委員会として考えていることは、もう1枚のこの紙に書かれております第5回飛騨市well-beingフォーラムというのが実は開催されまして、ここで講演された内容というのがインターネット上でユーチューブにアップされているんですね。内容は、それを見れば大体どういったことをやっていらっしゃるかが分かるようになっていくというふうには伺っております。なので、先方のほうからもこれを見てくださいますという事は言われました。もし、皆さんが御希望といいますか意見が合えば、これを教育福祉委員会の勉強会として、これを見る機会を、時間をつくろうと思うんですけれども。

大体ですけど2時間半ぐらいです。2時間半、これを一人で見てくださいますなんて言っても

多分へこたれると思いますので、委員会として時間を設けて見ていくやり方をしてもいいかなあというふうに思いますけれども、皆さんの御意見をいただけますでしょうか。

○委員（富田牧子君） 機会があれば学習したいと思います。

○委員長（川合敏己君） どうでしょう、ほかに御意見ありますか。

本来視察で行く予定だったんですが、行けないことになったんで、せめて委員会として、勉強会としてこの動画を見る時間を設けたらどうでしょうかという御意見なんです。

富田委員からは、いいんじゃないんでしょうかという話でしたけれどもどうですか、皆さん。

○委員（酒向さやか君） なかなか一人でこのボリュームを見ろと言われるとちょっと厳しいところがあるので、勉強会としてそういった機会を設けていただけるとすれば大変助かります。

○委員長（川合敏己君） 勉強会になりますと、多分こちらでスクリーンをつくって、そこに映して委員で見るような形になってくると思いますが、もし皆さん反対がなければそのような形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、そのようにさせていただきます。

日程等については、またちょっと委員長、副委員長のほうにちょっとお預けいただいてもよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、次2点目です。

行政視察に行くことがないままですが、県内で少しちょっと探してみましたら、実は美濃市のほうで不登校対策事業として、あんきに行ける学校プロジェクト美濃というものがございます。

お手元の資料はこちらですね。

実は既に、委員会では以前、草潤中学校のほうに伺いましたが、そちらの校医として勤めていらっしゃる加藤先生という、これは岐阜大学の教授もされていらっしゃる方なんですけれども、この方が美濃市と協力をして、保護者やまた先生方に対していろいろと相談に乗ったり、または指導していただいたり、また講演をしていただいたりというような活動をされていらっしゃるそうなんです。

ここを見て、この記事を見れば大体のことが分かりはしますが、ただ2年前からこれを行っているということで、近い場所でもございますし、見聞を広めるために、もし皆さんの御同意がいただければ、こちらの美濃市のほうに具体的にもう少しどういったことをやっていたらいいかというのを視察にお邪魔したいかなあというふうに思いますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

自由に御意見をいただけるとうれしいです。

○委員（富田牧子君） ずっとこの前から一生懸命いろいろなところへ視察に行っているんで、その続きとしてそこも行ってみたいと思いました。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

近場ですし、委員会のメンバーで車で乗り合わせて、市の車に乗り合わせて行ける場所でもありますので、ぜひ行ってみたいと思います。

ちょっと事前に先方にお話を伺いましたら、4月下旬ぐらいならという話が今ただけております。ただ、それに対してははっきりと行きますとか言っていないくて、皆さんの御意向を伺ってからとっていましたので。

4月下旬ぐらいを予定しますけれども、このような形で進めさせていただいてもよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございます。

勉強会と併せて、1日で先ほどの動画を見る時間、例えば午前、それから午後に視察とか、そういうようなことも考えてちょっと調整していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔「具体的な日を聞いてください」の声あり〕

すみません、具体的な日が既に先方からの意向がありまして、4月28日の月曜日午後、4月30日の水曜日午後ならと返事をいただいているそうです。4月28日の月曜日もしくは30日水曜日の午後ですね。

まだ先の予定なので、よろしいですか、今のところ。

じゃあ特にもう既に予定が入っているという話は今のところないので、この2日間のどちらかで調整をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

それでは、その他の案件は特にございませんので、以上で本日の委員会の案件は全て終了といたします。

全体を通して、その他御意見等ある方は、発言をお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後1時31分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月13日

可児市教育福祉委員会委員長